

柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月9日

柴田町長 滝口 茂

### 柴田町条例第11号

柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

柴田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年柴田町条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（保育の内容）</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>（保育の内容）</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。